

松戸市市民交流会館の指定管理者の指定について

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第24号)第5条第1項の規定に基づき、松戸市市民交流会館の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称・所在地

松戸市市民交流会館(文化施設) 松戸市新松戸七丁目192番地の1

松戸市市民交流会館(運動施設) 松戸市新松戸五丁目179番地の1

2. 指定管理者となる団体

東京ドームグループ

(代表団体) 東京都文京区後楽一丁目3番地61号

株式会社東京ドーム

代表取締役社長 長岡 勤

(構成団体) 東京都文京区後楽一丁目3番地61号

株式会社東京ドームファシリティーズ

代表取締役社長 手島 康彦

(構成団体) 松戸市上本郷594番地

松戸公産株式会社

代表取締役社長 小野澤 紀雄

3. 指定管理の期間

令和6年8月1日から令和10年7月31日まで(4年間)

4. 選定理由

審査委員会における評価が総合的に良好であったため

5. 選定審査手順

・申請書類受付

令和5年8月14日(月)～令和5年9月7日(木)

・公の施設の指定管理者候補者審査委員会

第1回：令和5年9月27日(水)

第2回：令和5年10月4日(水)

- ・指定管理者候補者審査結果答申
令和5年10月4日(水)(審査委員会→市長)
- ・松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案提出
令和5年11月30日(木)
- ・松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案議決
令和5年12月18日(月)
- ・指定管理者の告示
令和5年12月27日(水)
- ・指定管理者への指定の通知
令和5年12月27日(水)